

嘉悦大学におけるバリアフリー支援に関する基本方針

令和 2 年 3 月

基本方針

嘉悦大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき定められた、「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）に沿って、全ての学生が互いを尊重し協力し合う中で成長し、社会参加できるために、以下に示す基本方針に則ってバリアフリー学生支援を行います。

「障がいのある学生」とは障害者基本法第 2 条第 1 号に定める障害者「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」の定義を適用します。

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第 2 条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。

1. 機会の確保

- (ア) すべての学生に公正な修学の機会を保障します。
- (イ) 修学および学内の生活において、バリアフリー支援対象学生の教育的ニーズと意思を尊重します。
- (ウ) バリアフリー支援対象学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む）に基づき、建設的対話を通じて、合理的配慮を提供します。合理的配慮の提供にあたっては、バリアフリー支援対象学生の家族とも密に連携を図ります。
- (エ) 教職員は、日常的な教育や指導などの場において、バリアフリー支援対象学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。

2. 情報公開

- (ア) 支援情報を学内外に向けて公開・発信します。
- (イ) バリアフリー支援対象学生や大学進学希望者に対し、支援方針や体制を公開します。

3. プライバシーの保護

(ア) バリアフリー支援対象学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む）の保護を徹底します。

4. 研修および啓発

(ア) 支援方法に関する研修等を実施し、学生・教職員の理解と支援技術の向上に努めます。

5. 支援体制

(ア) 全学の関係者・関係部局、必要に応じて学外の機関と協力して支援に取り組みます。

(イ) 障害者支援委員会を設置し、全学的なバリアフリー支援の実現を目指します。全ての教職員が連携し、支援における協力体制を築きます。

6. 施設・設備

(ア) バリアフリー支援対象学生への情報保障を行うための情報機器の整備を行います。

以上